

## 議第16号

## 平成31年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所 57事業所
- (2) 年間総給水量 18,604,878立方メートル
- (3) 1日平均給水量 50,833立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
- 彦根工業用水道事業……更新工事
- 南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

款	項	金額
1 工業用水道事業収益		千円 1,197,800
	1 営業収益	1,078,313
	2 営業外収益	119,487

## 支出

款	項	金額
1 工業用水道事業費用		千円 1,063,700
	1 営業費用	1,037,378
	2 営業外費用	26,322

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 331,500千円は、減債積立金19,797千円、過年度分損益勘定留保資金 276,114千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額

35,589千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 101,600
	1 補 助 金	6,000
	2 諸 収 入	95,600

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 433,100
	1 建 設 改 良 費	405,886
	2 企 業 債 償 還 金	19,797
	3 固 定 資 産 購 入 費	7,417

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 (高宮ライン管路更新) (工 事 業 務)	平 成 32 年 度	15,000千円
管 路 点 検 業 務	平 成 32 年 度	11,528千円
浄水場運転管理業務	平 成 32 年 度	1,491千円
吉川浄水場排水処理施設 運 転 管 理 業 務	平 成 32 年 度	1,398千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 126,210千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、989千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造